

福岡県医発第2199号(地)

平成18年3月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康 弘



医療機関が医療・介護サービス等を行う場合の
法人税(所得税)・事業税・消費税の課税関係について

標記の件につきましては、平成13年2月9日付福岡県医発第1882号(地)にてご連絡いたしておりましたが、今般、日本医師会より平成17年10月1日の同法改正等の内容も踏まえ別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、この概要は医療・介護サービス等に係る課税関係のあらましを示したものですので、現実の課税関係を判断する場合には関係法令や取扱通達等の定めるところに従い判断する必要があることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

年税 第 4 2 号
平成 1 8 年 3 月 1 日

都道府県医師会
医業税制担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 三上裕司

医療機関が医療・介護サービス等を行う場合の
法人税（所得税）・事業税・消費税の課税関係について

病院・診療所が医療・介護サービス等を行う場合の法人税（所得税）事業税及び消費税の課税関係の概要につきましては、平成 13 年 2 月 1 日付連絡文書「介護サービス事業に係る法人税等の課税関係について」（年税第 31 号）により、既にご連絡の通りですが、平成 17 年 10 月 1 日の同法改正等の内容も踏まえ、改めて、同資料（改訂版）をご送付申し上げます。

なお、この概要は、医療・介護サービス等に係る課税関係のあらましを示したものですので、現実の課税関係を判断する場合には、関係法令や取扱通達等の定めるところに従い判断する必要があることを念のため申し添えます。

（別 紙）

- 1．医療機関が行う医療・介護サービス等の事業区分と法人税（所得税）・事業税・消費税の課税関係の概要
- 2．医療法人又は医師会立オープン病院が行う医療（病院・診療所）介護サービス（指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・特定養護老人ホームなどの施設）及び老人訪問看護（指定老人訪問看護事業者）に係る法人税・事業税の特別措置の比較
- 3．医療保健業に関する税制の概要（4 段階制特例、社保の事業税の非課税、医療等に係る消費税の非課税範囲、介護サービス事業の法人税、医師会立オープン病院の法人税・事業税）

(参 考)

1 .「介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて (法令解釈通達)」

課法 2 - 6 平成 12 年 6 月 8 日

2 .「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」

事務連絡 平成 12 年 8 月 9 日

3 .「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について」

平成 17 年 9 月 8 日

介護保険法の規定に基づく介護サービス事業(指定事業者・施設が行うもの)					介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者(指定事業者)				介護保険関係の 消費税
サービス事業の内容	サービスの種類	条文	収益事業の 事業区分	社会保険診療に該当 するサービスの有無	病院・診療所		医師会立オープン病院(診療所)		
					法人(所得)税	事業税	法人(所得)税	事業税	
居宅サービス (介護保険法第7条5項)	訪問介護	7条6項	医療保健業	無	課税	課税	非課税	非課税	原則非課税
	訪問入浴介護	7条7項	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	訪問看護	7条8項	〃	有	4段階制	原則非課税	〃	〃	〃
	訪問リハビリテーション	7条9項	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	居宅療養管理指導	7条10項	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	通所介護	7条11項	〃	無	課税	課税	〃	〃	〃
	通所リハビリテーション	7条12項	〃	有	4段階制	原則非課税	〃	〃	〃
	短期入所生活介護	7条13項	〃	無	課税	課税	〃	〃	〃
	短期入所療養介護	7条14項	〃	有	4段階制	原則非課税	〃	〃	〃
	認知症対応型共同生活介護	7条15項	〃	無	課税	課税	〃	〃	〃
	特定施設入所者生活介護	7条16項	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	福祉用具貸与	7条17項	物品貸付業	-	〃	〃	課税	課税	原則課税
居宅介護支援 (同法第7条18項)	居宅サービス計画の作成等	法46,47, 58,59	医療保健業	無	課税	課税	非課税	非課税	原則非課税
施設サービス (同法第7条20項)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (介護福祉施設サービス)	7条21項	医療保健業	無	課税	課税	非課税	非課税	原則非課税
	介護老人保健施設 (介護保険施設サービス)	7条22項	〃	有	4段階制	原則非課税	〃	〃	〃
	介護療養型医療施設 (介護療養施設サービス)	7条23項	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
特定福祉用具の販売(同法44条)			物品販売業	-	-	-	-	-	原則課税
住宅改修(同法45条)			請負業	-	-	-	-	-	課税
注意事項	(1) サービスの種類は、介護保険法の被保険者がその者の要介護状態等に応じ保険給付されるサービスを、同法による指定事業者・施設から受けられるものに限る。		「介護サービス事業に係る法人税法上の取り扱いについて」(平12.6.8課法2-6通達)による。	「有」については、左の「サービスの種類」欄に掲げる当該サービスの中に、社会保険診療に該当するサービス(措置法26条2項)が含まれていることを示す。	「4段階制」については、当該サービスの中に、社会保険診療に該当するサービスが含まれている場合、そのサービスについては、いわゆる4段階制による所得計算の特例が適用できる場合があることを示したもの。(措置法26条、67条)	社会保険診療に該当するサービスに係る収入については、益金の額に算入されず、また、その収入に係る経費は損金の額に算入されない(非課税)。(地法72条の23、72条の49の8)	オープン病院(診療所)が行う医療保健業(一定の要件を満たすもの)は非収益事業とされる(非課税)。(法人令5条1項29ラ)	法人税法上の非収益事業に該当する事業は非課税である。(地法72条の5、同令15条)	(1) 「原則非課税」は、非課税とされないもの*があることを示す。(消法別表第1七イ、同令14の2、平成12年大蔵省告示27号、平成15年財務省告示173号)
	(2) 指定事業者・施設は、同法に定める指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設である。				法人税・事業税の課税関係については、別紙2参照。				(2) 「原則課税」は、特定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど非課税となるものがあることを示す。(消法別表第1十)

* 消費税が課税となる介護サービス(例): 財務大臣が指定する以下の介護サービス。 利用者が選定する特別な居室の提供及び特別な食事の提供。 通常の事業実施地域以外の地域の居宅において居宅サービスを行う場合等の交通費。 訪問入浴介護において利用者が選定する特別な浴槽水等の提供。等

税目及び特例		介護保険法の規定に基づく介護サービス事業の指定事業者 及び老人保健法の規定に基づく指定老人訪問看護事業者		病院(診療所)	
		医療法人	地区医師会(社団法人)	医療法人	地区医師会(社団法人)
法人税		課税	原則課税	課税	原則課税
	非課税特例		オープン病院を設置していること等の一定の要件を満たす地区医師会が行う以下の医療保健業は非課税(非収益事業に該当)。 介護保険法に規定する居宅サービス事業(福祉用具の貸与を除く)、居宅介護支援事業、施設サービス事業 老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業		オープン病院を設置していること等の一定の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非課税(非収益事業に該当)。
	所得計算の特例	社会保険診療収入が5,000万円以下の場合、以下のサービスのうち社会保険診療に該当するものに係る収入については、所得計算の特例(いわゆる4段階制)が適用できる。 介護保険法に規定する指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護に限る)、介護保険施設サービス、指定介護療養施設サービス 老人保健法に規定する指定老人訪問看護		社会保険診療収入が5,000万円以下の場合、社会保険診療に係る収入については、所得計算の特例(いわゆる4段階制)が適用できる。	
	軽減税率	特定医療法人については、軽減税率22%	上記以外の事業については、軽減税率22%	特定医療法人については、軽減税率22%	上記以外の事業については、軽減税率22%
事業税		課税	原則課税	課税	原則課税
	非課税特例		オープン病院を設置していること等の一定の要件を満たす地区医師会が行う以下の医療保健業は非課税(非収益事業に該当)。 介護保険法に規定する居宅サービス事業(福祉用具の貸与を除く)、居宅介護支援事業、施設サービス事業 老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業		オープン病院を設置していること等の一定の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非課税(非収益事業に該当)。
	課税標準の特例	以下のサービスのうち社会保険診療に該当するものに係る収入については、益金に算入せず、その収入に係る経費は損金に算入しない。 介護保険法に規定する指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護に限る)、介護保険施設サービス、指定介護療養施設サービス 老人保健法に規定する指定老人訪問看護		社会保険診療に係る収入については、益金に算入せず、その収入に係る経費は損金に算入しない。	
	税率	医療法人については、特別法人としての軽減税率 400万円以下 5.0% 400万円超 6.6%	上記以外の事業については、その他の法人の税率 400万円以下 5.0% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	医療法人については、特別法人としての軽減税率 400万円以下 5.0% 400万円超 6.6%	上記以外の事業については、その他の法人の税率 400万円以下 5.0% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%

医療保健業に関する税制の概要
(4段階制特例、社保の事業税の非課税、医療等に係る消費税の非課税範囲、
介護サービス事業の法人税、医師会立オープン病院の法人税・事業税)

社会保険診療報酬の 所得計算の特例 (4段階制の特例) (措置法26条、67条)	社会保険診療は、次に掲げる給付又は医療、介護、助産もしくはサービスとされる。 社会保険診療報酬の額が5000万円以下であるときは、いわゆる4段階制の概算経費率による所得計算の特例が認められている。 健康保険法に基づく療養の給付等 国民健康保険法に基づく療養の給付等 船員保険法に基づく療養の給付 国家公務員共済組合法に基づく療養の給付等 地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付等 私立学校教職員共済法に基づく療養の給付等 (注) ～ の療養の給付には、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費を支給される被保険者、被扶養者に係る療養のうちその療養に要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分又は指定訪問看護が含まれる。 戦傷病者特別援護法に基づく療養の給付等 母子保健法に基づく養育医療の給付等 児童福祉法に基づく育成医療・療育の給付等 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付等 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護、出産扶助のための助産 (注) 介護扶助のための介護は、介護保険法に基づく訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限られる。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療 結核予防法の規定に基づく医療 麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく医療 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく医療 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療 老人保健法の規定に基づく医療 (注) 医療には、入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る療養のうちその療養に要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分又は指定老人訪問看護が含まれる。 介護保険法の規定により居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(居宅介護サービス費等という。)を支給することとされている被保険者に係る指定居宅サービスのうちその指定居宅サービスに要する費用の額として同法に定められた金額に相当する部分又は施設介護サービス費を支給することとされている被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうちその介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法に定められた金額に相当する部分 (注) 指定居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に限られる。
社会保険診療に係る所得 に対する事業税の非課税 (地方税法72条の23、 72条の49の8)	事業税の課税標準の算定に当たっては、社会保険診療報酬は益金の額に算入せず、その報酬に係る経費は損金の額に算入しない方法がとられている(非課税)。

医療等に係る消費税の 非課税の範囲 (消費税法別表第1 六、七、八、十号、 同施行令第14条、 14条の2)	次のものが非課税とされている。 - 次に掲げる療養、医療等 - 健康保険法等の規定に基づく療養の給付等の社会保険診療に該当する療養、医療等(介護サービスについては下記「2」参照) - 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付等 - 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付等 - 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する支払にかかる療養 - その他学校保健法の規定に基づく医療などの公費負担医療 - 介護保険法の規定に基づく介護サービス 「訪問介護」等の居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(介護保険法第7条第6項から第16項に規定するサービス) 「特別養護老人ホームにおける施設サービス」等の施設サービス費の支給に係る施設サービス(介護保険法第7条21項から23項に規定する介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス) - その他これらに類するものとして政令で定められたもの(居宅支援サービス費の支給に係る「訪問介護」等) (注1) 財務大臣が指定する以下のサービスは非課税の範囲から除かれる。 利用者が選定する特別な居室の提供及び特別な食事の提供。通常の事業実施地域以外の地域の居宅において居宅サービスを行う場合等の交通費。 訪問入浴介護において利用者が選定する特別な浴槽水等の提供。等 (注2) 介護保健関係の消費税の非課税範囲は、消費税法基本通達6-7-1から6-7-4にその取扱いが示されている。 (注3) 要介護者に対するサービスのうち、「福祉用具の貸与」(介護保険法第7条17項)、「特定福祉用具の販売」(同法第44条)は原則課税であるが、次の「4」に該当するものは非課税となる。「住宅の改修」(同法45条)は非課税とならない。 - 医療施設開設者による助産 - 義肢、車椅子など厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する身体障害者用物品の譲渡、貸付など
介護サービス事業に係る 法人税法上の取扱いにつ いて (平12.6.8課法2-6通達) * 厚生省の照会に対する回答	介護保健法の規定に基づく介護サービス事業(介護保険法第7条5項に規定する居宅サービス事業、同条第18項に規定する居宅介護支援事業、同条20項に規定する施設サービスを行う事業、同法第44条に規定する特定福祉用具を販売する事業及び同法45条に規定する住宅改修を行う事業をいう。)については、ご照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、次の収益事業として取り扱われるものと考えられます。 介護サービス事業(、 及び を除く。)……医療保健業(法令5 二十九) 福祉用具貸与……物品賃貸業(法令5 四) 特定福祉用具販売……物品販売業(法令5 一) 住宅改修……請負業(法令5 十)
医師会立オープン病院が 行う医療保健業の法人税・ 事業税の非課税 (法人税法施行令5 二十九ヲ、地方税法72の 5、同令15)	医師会立オープン病院(診療所)が行う医療保健業(一定の要件を満たすもの)は、非収益事業とされる。 このため、医療保健業に係る法人税・事業税の課税はないことになる(非課税)。 (注) 医師会立オープン病院(診療所)が行う介護保険法の規定に基づく介護サービス事業が、この医療保健業(非収益事業)に該当する場合は、その事業に係る法人税・事業税は非課税とされる。

以下の参考文書については掲載を省略

(参 考)

- 1 .「介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて（法令解釈通達）」
課法 2 - 6 平成 12 年 6 月 8 日
- 2 .「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」
事務連絡 平成 12 年 8 月 9 日
- 3 .「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について」
平成 17 年 9 月 8 日

課法 2-6

平成12年 6 月 8 日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて (法令解釈通達)

標題のことについては、厚生省老人保健福祉局長から別紙 2 のとおり照会があり、これに対して別紙 1 のとおり回答したから、これによらたい。

別紙 1

課法 2-5

平成12年 6 月 8 日

厚生省老人保健福祉局長
大 塚 義 治 殿

国 税 庁 課 税 部 長
河 上 信 彦

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて (平成12年 6 月 1 日付老発第510号照会に対する回答)

介護保険法の規定に基づく介護サービス事業については、御照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、以下のとおり、法人税法施行令第 5 条に規定する収益事業として取り扱われるものと考えられます。

- (1) 介護サービス事業 ((2)、(3)及び(4)を除く。) ……医療保健業 (法令 5 ①二十九)
- (2) 福祉用具貸与……物品貸付業 (法令 5 ①四)
- (3) 特定福祉用具販売……物品販売業 (法令 5 ①一)
- (4) 住宅改修……請負業 (法令 5 ①十)

国 税 庁 課 税 部 長
河 上 信 彦 殿

厚生省老人保健福祉局長
大 塚 義 治

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて（照会）

平成12年 4 月 1 日から介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）が施行されたところである。

法の規定に基づく介護サービス事業（法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス事業、同条第18項に規定する居宅介護支援事業、同条第20項に規定する施設サービスを行う事業、第44条に規定する特定福祉用具を販売する事業及び第45条に規定する住宅改修を行う事業をいう。）については、実費弁償的な性格を有する行政からの委託費ではなく、サービスの対価としての介護報酬及び利用者負担によってまかなわれることとなる。

これらのサービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く介護サービス事業は、要介護者等に対して介護等の提供を行う対人サービスである。こうした要介護者等は、医療保健面でのケアを必要とするのが通例であることから、

介護保険における保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに医療との連携に十分配慮して行われなければならないとされ（法第 2 条第 2 項）。実際面において、これらは、居宅サービス計画や施設サービス計画の策定過程等を通じて確保される。

また、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修に係る事業については、要介護者等に対し、物品の貸与や販売、又は建築物の改修を行う事業である。

については、こうした特徴を有する介護サービス事業を法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 6 号に規定する公益法人等が行う場合、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第 5 条に規定する収益事業の判定上どのように取り扱われるのか貴庁の見解を承りたく照会する。

事務連絡

平成 12 年 8 月 9 日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生省老人保健福祉局介護保険課

計 画 課

振 興 課

老人保健課

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める居宅サービス等に係る消費税の取扱いについては、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）及び介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 11 年政令第 262 号）等により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）等の関係法令が改正され、平成 12 年 4 月 1 日より施行されているところであるが、種々問合わせがあることから、その内容について下記のとおりお示しすることとしたので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲

(1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第 14 条の 2 第 1 項、平成 12 年 2 月 10 日大蔵省告示第 27 号】

消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法 41 ①）」により行われる同法第 7 条第 6 項から第 16 項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「痴呆対応型共同生活

介護」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、‘指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等’であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法 43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。

ただし、これらの介護保険サービスの一環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき提供されるサービス（3.(3)ウ①～⑦）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

(2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第 14 条の 2 第 2 項、平成 12 年 2 月 10 日大蔵省告示第 27 号】

消費税が非課税となる施設サービスの範囲は、以下のとおりである。

- イ 指定介護老人福祉施設に入所する要介護被保険者（介護保険法施行法第 13 条第 3 項により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者を含む。）に対して行われる指定介護福祉施設サービス（介護保険法 48 ①一）
- ロ 介護老人保健施設に入所する要介護被保険者に対して行われる介護保健施設サービス（介護保険法 48 ①二）
- ハ 介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護被保険者に対して行われる指定介護療養施設サービス（介護保険法 48 ①三）

ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、利用者の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3.(3)ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。

(3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス

【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第 14 条の 2 第 3 項、平成 12 年 2 月 10 日大蔵省告示第 27 号】

「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。

- イ 特例居宅介護サービス費（介護保険法 42）の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス
- ロ 特例施設介護サービス費（介護保険法 49）の支給に係る施設サービス
- ハ 居宅支援サービス費（介護保険法 53）の支給に係る訪問介護等（痴呆対応型共同生活介護（介護保険法 7 ⑮）を除く。）
- ニ 特例居宅支援サービス費（介護保険法 54）の支給に係る訪問介護等（痴

呆対応型共同生活介護（介護保険法 7 ⑮）を除く。）又はこれに相当するサービス

ホ 居宅介護サービス計画費（介護保険法 46）又は居宅支援サービス計画費（介護保険法 58）の支給に係る居宅介護支援

ヘ 特例居宅介護サービス計画費（介護保険法 47）又は特例居宅支援サービス計画費（介護保険法 59）の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス

ト 市町村特別給付（介護保険法 62）として行われる資産の譲渡等のうち訪問介護等に類するものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものとして、要介護者等に対してその者の居宅において食事を提供する事業（平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 126 号）

チ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第 15 条の 2 第 2 項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス）及び施設介護

（注）チに掲げる介護扶助のための居宅介護には、次に掲げるサービスが含まれる（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 190 号）。

① 介護保険法第 42 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 54 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に介護扶助として行われるサービス

② 生活保護法第 15 条の 2 第 3 項に規定する居宅介護支援計画を作成するサービス

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等(3.(3)ウ①～⑪)については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. 1. に該当しない介護保険サービスについて

次に掲げる介護保険サービスは、消費税が非課税となる介護保険サービス（1.に掲げる介護保険サービス等）に該当しないものであるから留意されたい。

(1) 介護保険法第 7 条第 17 項に規定する「福祉用具貸与」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる福祉用具貸与を含む。）

（注）当該福祉用具が、身体障害者用物品（平成 3 年 6 月 7 日厚生省告示第 130 号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、

身体障害者用物品の貸付として非課税となる。

- (2) 介護保険法第 40 条第 3 号又は第 52 条第 3 号に掲げる「居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入」及び同法第 40 条第 4 号又は第 52 条第 4 号に掲げる「居宅介護（支援）住宅改修費の支給に係る住宅改修」（生活保護法の規定に基づく介護扶助として行われる居宅介護福祉用具購入及び居宅介護住宅改修を含む。）

（注）居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給に係る福祉用具購入については、当該福祉用具が身体障害者用物品に該当する場合には、身体障害者用物品の譲渡として非課税となる。

3. その他留意事項

- (1) 「（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」について

消費税法及び消費税法施行令に規定する「（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る」とは、介護保険法の規定に基づき、保険者から要介護被保険者等（介護保険法第 62 条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）に対して、支給される（特例）居宅介護（支援）サービス費に対応するサービスに限定するものではなく、非課税となる居宅サービスの種類を介護保険法に規定する居宅サービスとして特定する規定である。

したがって、介護保険法第 43 条又は第 55 条に規定する居宅介護（支援）サービス費支給限度額を超えて提供される居宅サービスのよう、（特例）居宅介護（支援）サービス費が支給されないサービスであっても、要介護被保険者等に対して提供される居宅サービスについては、非課税となるものであることに留意されたい。

- (2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

（特例）居宅介護（支援）サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体（3ウに掲げる費用を除く。）が非課税となることに留意されたい。

- (3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用（食材料費やおむつ代等）については、消費税法及び消費税法施行令に規定する（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険

者等の選定に係るサービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

なお、具体的な取扱いは以下のとおりである。

(注) 日常生活に要する費用の範囲については、これまでも平成12年3月30日老企第54号及び同3月31日のその他の日常生活費に係るQ & Aにおいてお示ししているところであるが、今後必要に応じて適宜Q & A等において必要な情報を提供していくので、遺漏のないようにされたい。

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

- ① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ④ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第182条第3項第2号及び第3号に掲げるおむつ代、その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ （特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

- ① 訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについては、基準省令第 20 条第 3 項、第 66 条第 3 項及び第 78 条第 3 項に規定する交通費
- ② 訪問入浴介護については、基準省令第 48 条第 3 項第 1 号に規定する交通費及び同項第 2 号に掲げる特別な浴槽水等の提供に係る費用
- ③ 居宅療養管理指導については、基準省令第 87 条第 3 項に規定する交通費
- ④ 通所介護及び通所リハビリテーションについては、基準省令第 96 条第 3 項第 1 号及び同令第 119 条の規定により準用される同令第 96 条第 3 項第 1 号に掲げる送迎費
- ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第 127 条第 3 項第 1 号に掲げる特別な居室の提供及び同項第 2 号に掲げる送迎費
- ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第 145 条第 3 項第 1 号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第 2 号に掲げる送迎費
- ⑦ 特定施設入所者生活介護については、基準省令第 182 条第 3 項第 1 号に掲げる費用
- ⑧ 居宅介護支援については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 10 条第 2 項に規定する

交通費

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 1 号に掲げる特別な居室の提供及び同項第 2 号に掲げる特別な食事の提供
- ⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 11 条第 3 項第 1 号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第 2 号に掲げる特別な食事の提供
- ⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる特別な病室の提供及び同項第 2 号に掲げる特別な食事の提供

（注）利用者の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることに留意されたい。

（参照）料金でなく、費用とするのは、たとえば 3 0 0 0 円特別食の場合、

$(3 0 0 0 \text{ 円} - \text{基本食費サービス費 } 2 1 2 0 \text{ 円}) \times 1. 0 5$ の計算であって、

$(3 0 0 0 - 7 6 0) \times 1. 0 5$ でないため。

（4）福祉用具貸与等に係る費用の取扱い

非課税とならない福祉用具貸与、福祉用具購入及び住宅改修に係る保険給付は、その要した費用について行われるものであることから、消費税相当分を含む費用の総額が保険給付の対象となる。

（5）介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者（入院患者）の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記 1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。（特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。）

(6) その他

- ① 医療保険各法、老人保健法の対象となる療養若しくは医療及び社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等に係る消費税の取扱いは従前どおりであり、それぞれ消費税法別表第一第六号、第七号ロ及びハ及び第十号に基づく法令の定めるところによる。
- ② 特定施設入所者生活介護及び福祉用具については、平成 12 年 2 月 28 日老振第 13 号、第 14 号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知において、具体的な取扱いを示しているので参照されたい。
- ③ 市町村が指定居宅介護支援事業者等に認定調査を委託する場合に、指定居宅介護支援事業者等が市町村より収受する委託料は消費税の課税対象となるものであること。
- ④ 被保険者の主治医が、要介護認定等における主治医意見書記載に係る対価として市町村より収受する費用（主治の医師がなく、主訴等もない被保険者に係る医師の意見書記載に係る対価（初診料相当分及び検査を必要とする場合の検査費用）を含む。）については、消費税の課税対象となるものであること。

平成17年9月8日

各都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について一部改正について

平素より厚生労働行政について格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、成立いたしました改正介護保険法の内容のうち、居住費・食費の見直しの関係につきましては、17年10月1日から施行されることが法律において定められております。

今回、この改正に伴い、「介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について」（平成12年8月9日事務連絡）についても別添のとおり改正いたしますので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局総務課
企画法令係 石井 和孝

（電話番号）

03（5253）1111（代表）

内線 3909

03（3591）0954（直通）

○ 介護保険法の施行に伴う消費税の取扱について(平成12年事務連絡)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲 (1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41①）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「<u>認知症対応型共同生活介護</u>」及び「<u>特定施設入所者生活介護</u>」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、‘指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等’であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 （略） (2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ （略） ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>入所者、入居者及び入院患者</u>の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3.（3）ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。 (3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。	1. 消費税が非課税となる介護保険サービス等の範囲 (1) 居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第1項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 消費税が非課税となる居宅サービスとは、介護保険法の規定に基づき、「指定居宅サービス事業者（介護保険法41①）」により行われる同法第7条第6項から第16項までに規定する「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「<u>痴呆</u>対応型共同生活介護」及び「特定施設入所者生活介護」（以下「訪問介護等」という。）が該当する。したがって、‘指定居宅サービス事業者により行われる訪問介護等’であれば、居宅要介護被保険者の利用料を含めた介護保険サービス全体が非課税となるとともに、居宅介護サービス費支給限度額（介護保険法43）を超えて行われる訪問介護等についても非課税となるものである。 （略） (2) 施設介護サービス費の支給に係る施設サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第2項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 イ～ハ （略） ただし、イからハに掲げる施設サービスの一環として提供されるサービスであっても、<u>利用者</u>の選定に基づき行われる特別な居室等や特別な食事の提供（3.（3）ウ⑨～⑪）は、非課税とならないものであるから留意されたい。 (3) (1)又は(2)に類する介護保険サービス 【消費税法別表第一第七号イ、消費税法施行令第14条の2第3項、平成12年2月10日大蔵省告示第27号】 「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」又は「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」に類するものとして、消費税が非課税となるサービスは以下のとおりである。

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費（介護保険法53）の支給に係る訪問介護等（認知症対応型共同生活介護（介護保険法7⑬）を除く。）

ニ 特例居宅支援サービス費（介護保険法54）の支給に係る訪問介護等（認知症対応型共同生活介護（介護保険法7⑬）を除く。）又はこれに相当するサービス

ホ～ト (略)

チ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス）及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者、入所者、入居者及び入院患者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等（3. (3)ウ①～⑩）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例) 居宅介護（支援）サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体（3. (3)ウに掲げる費用を除く。）が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用（食事の提供に要する費用やおむつ代等）については、消費税法及び消費税法施行令に規定する（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービス費に含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサ

イ・ロ (略)

ハ 居宅支援サービス費（介護保険法53）の支給に係る訪問介護等（痴呆対応型共同生活介護（介護保険法7⑬）を除く。）

ニ 特例居宅支援サービス費（介護保険法54）の支給に係る訪問介護等（痴呆対応型共同生活介護（介護保険法7⑬）を除く。）又はこれに相当するサービス

ホ～ト (略)

チ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービス）及び施設介護

(略)

なお、イからチに掲げるサービスの一環として提供されるものであっても、利用者の選択に基づき行われる特別な居室や特別な食事等（3. (3)ウ①～⑩）については、非課税とならないものであるから留意されたい。

2. (略)

3. その他留意事項

(1) (略)

(2) 要介護被保険者等が負担する利用料の取扱い

(特例) 居宅介護（支援）サービス費及び施設介護サービス費の支給対象となるサービスについては、利用料も含めサービス全体（3. ウに掲げる費用を除く。）が非課税となることに留意されたい。

(3) 「日常生活に要する費用」及び「利用者の選定に係る費用」の取扱い

ア 介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって、日常生活に要する費用（食材料費やおむつ代等）については、消費税法及び消費税法施行令に規定する（特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスに含まれ非課税となるものであるが、介護サービスに付随して提供されるサービスであっても、要介護被保険者等の選定に係るサービスについては、

ービスについては、非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに基準省令140条の6第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの又は同令第145条第3項第1号、第2号、第6号及び第7号並びに第155条の5第3項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、理美容代、その他短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 認知症対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第41条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて

非課税対象となる介護保険サービスから除かれていることに留意されたい。

(略)

イ 非課税となる居宅サービス又は施設サービスに含まれるもの

① 通所介護及び通所リハビリテーションについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第96条第3項第2号から第5号に掲げる時間延長に伴う実費負担部分、食材料費、おむつ代、その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

② 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号又は同令第145条第3項第3号から第5号に掲げる食材料費、理美容代、その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

③ 痴呆対応型共同生活介護については、基準省令第162条第3項第1号から第4号に掲げる食材料費、理美容代、おむつ代、その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

④ (略)

⑤ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが

供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者及び入居者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに同令第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる食事の提供に要する費用、居住に要する費用、理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ （特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④ （略）

- ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第3号から第5号並びに同令第140条の6第3項第3号から第5号に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎費

- ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第3号から第5号並びに同令第155条の5第3項第3号から第5号に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎費

⑦・⑧ （略）

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号及び第4号並びに同令第41条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供

適当と認められるもの

- ⑥ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- ⑦ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号及び第4号に掲げる理美容代及び指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

ウ （特例）居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅サービス、（特例）居宅介護（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又は施設介護サービス費の支給に係る施設サービスから除かれるサービス（課税となるもの）

①～④ （略）

- ⑤ 短期入所生活介護については、基準省令第127条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

- ⑥ 短期入所療養介護については、基準省令第145条第3項第1号に掲げる特別な療養室等の提供及び同項第2号に掲げる送迎費

⑦・⑧ （略）

- ⑨ 指定介護福祉施設サービスについては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号に掲げる特別な居室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供

⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第3号及び第4号並びに同令第42条第3項第3号及び第4号に掲げる特別な病室の提供及び特別な食事の提供

(注) 利用者等の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

(略)

(4) (略)

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。(特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。)

⑩ 介護保健施設サービスについては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第11条第3項第1号に掲げる特別な療養室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

⑪ 指定介護療養施設サービスについては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第3項第1号に掲げる特別な病室の提供及び同項第2号に掲げる特別な食事の提供

(注) 利用者の選定に基づき提供される上記サービスについては、通常のサービスを利用した場合の費用との差額部分のみが課税となるものであることを留意されたい。

(略)

(4) (略)

(5) 介護保険サービスの委託に関する取扱い

通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者、短期入所生活介護事業者、短期入所療養介護事業者及び介護保険施設においては、調理業務、洗濯等の利用者又は入所者(入院患者)の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、上記事業者の従業者以外の第三者に業務を委託することが可能であるが、居宅サービス事業者等が上記業務を委託する場合における受託者に対する委託に係る対価については、受託者が委託者たる居宅サービス事業者等に対してサービスを提供するものであり、消費税が非課税となる上記1. に掲げる介護保険サービスに該当しないものであることから、消費税の課税対象となるものであることに留意されたい。(特定施設入所者生活介護事業者が業務の一部を他の事業者に委託する場合も同様である。)